

当クリニックは日本経済産業省ならびに米国ハワイ州保健局の「推奨検査医療機関」とされております。

2021年12月6日から新型コロナウイルス感染拡大に伴い、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は、日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けています。

2021年12月6日時点の情報です

1. アメリカ渡航の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に変更：

現地時間12月6日より、新型コロナウイルス検査による陰性証明書の検査日に関するルールが変更となりますのでご注意ください。

現在、「**出発前3日以内**」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書は、12月6日より「**出発前1日以内**」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書と変更になっています。

2. アメリカ渡航は「ワクチン接種完了証明書」と「陰性証明書」の取得が必須：

政府が策定した新たな入国制限により、国外からアメリカへ渡航する**18歳以上**の方は、ワクチン接種完了が義務付けられました。航空機へ搭乗する際は英語で記載された以下の証明書の提示が求められますので携行をお願いします。

- ・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書)
- ・**出発前1日以内**に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書
- ・また、アメリカ滞在時の連絡先に関する情報提供も求められ、渡航前に各航空会社へ提出する必要があります。

ちなみに「**出発前1日以内**」というのは飛行機搭乗時刻の**24時間以内**の検査なら全く問題ありません。また、搭乗日前日でも可となるようですが、各航空会社の判断となっております。お問い合わせください。

3. ハワイ州は責任ある渡航プロモーションをしており、抗原検査は定量を推奨：

ハワイ州では、コロナウイルス抗原検査について、定性の抗原検査(キット検査)より、定量の抗原検査を推奨しています。さらにPCR検査(NEAR法を含む)を推奨しています。**出発前1日以内**に検査を行うとすれば、採血で行う定量の抗原検査よりPCR検査(NEAR法を含む)を選択する方が現実的かもしれません。

4. **2歳未満**の子供については、陰性証明書は免除されています。

ハワイ州では、2020年10月14日(ハワイ時間)以降、ハワイ到着後の自己隔離を免除する「ハワイ州事前検査プログラム」を導入され、当院は、米国ハワイ州保健局の指定検査医療機関としてハワイ州保健局による審査を経て、これまで実施してきたハワイ州事前検査プログラムにおけるハワイ州への渡航者向けの陰性証明書の発行に協力してきました。

今回、米国入国の条件に準じて、ハワイ州への渡航はハワイ州推奨医療機関による検査でなくても可となっていますが、これまでの実績を踏まえ「推奨医療機関」としてハワイ州新型コロナウイルス情報サイトのホームページに案内されています。

2021年11月8日以降、バイデン大統領が発表した「新型コロナウイルス感染症拡大中における、安全な海外渡航の再開を進めるための大統領令」により、ハワイ州への渡航も米国入国の条件に準じ変更となっています。つまり、海外から米国(ハワイを含む)に入国する**2歳以上**の全ての渡航者は、国籍を問わず新型コロナウイルス感染症の事前検査(PCR/NAAT検査または抗原検査)を受診し、陰性証明書の取得、提示が必要となりました。

[新型コロナウイルスの陰性証明書を用意 - ハワイ州 新型コロナウイルス情報サイト \(allhawaii.jp\)](https://allhawaii.jp)

■日本国籍渡航者がハワイ州へ直行便を利用する場合：**18歳以上**の成人は、日本を出発する**3日以内**に新型コロナウイルス感染症の事前検査を受検し、陰性証明書を取得、提示する必要があります。陰性証明書は、**2歳以上**のお子様から必要です。

★新型コロナウイルスワクチン接種を終えている方：ハワイへのフライトが出発する**3日以内**に事前検査を受検し、陰性証明書を取得、提示する必要があります。

★新型コロナウイルスワクチン接種を終えていない方：ハワイへのフライトが出発する**1日以内**に事前検査を受検し、医療機関発行の陰性証明書の取得、提示する必要があります。

★**2歳~17歳**のお子様は、ワクチン接種証明書は不要ですが、陰性証明書の取得、提示が必要となります。(事前検査の受診はハワイへのフライト出発**1日以内**となります。受診期間が異なるため、お気をつけ下さい。)

■日本国籍渡航者が日本から米国本土・準州経由(乗り継ぎ)でハワイ州へ渡航(経由便)する場合：日本からフライトが出発する**3日以内**に事前検査を受診し、陰性証明書を取得、提示する必要があります。なお、既存の「ハワイ州 Safe Travels Program ([State of Hawaii - Safe Travels](https://www.hawaii.gov/dhs/safe-travels/)) に旅程情報の登録、ヘルスフォーム」に回答しQRコードを取得することが義務付けられています。

■米国市民・米国永住者(LPR)・外国籍渡航者の場合：新型コロナウイルスワクチン接種を完了したワクチン接種証明書の提出が義務づけられます。その等、旅行のための必要

書類をご確認ください。Safe Travels Program ([State of Hawaii - Safe Travels](#))

■日本国籍渡航者がハワイ州へ直行便を利用する場合のその他の書類：

新型コロナウイルスワクチン接種証明（**18歳以上**）の提示が必要です。公的機関が発行する海外渡航用のワクチン接種証明書が必要となります。

例外は以下に限ります。18歳未満の子供。医学的にワクチン接種が不可能な方。緊急の渡航者で、適時にワクチン接種を受けることができない方。例外に当たる場合は陰性証明書の取得、提示が必要となります。事前検査の受診はハワイへのフライト出発**1日以内**となります。

■宣誓書： 宣誓書を事前印刷し、ご記入の上、提出してください。宣誓書は**2歳以上**の幼児を含むすべての渡航者につき提出が必要です。また、ビザ免除プログラム（VWP）で渡米される方は、ESTA（ESTA）申請が必要となります

<https://www.cdc.gov/quarantine/pdf/combined-passenger-attestation-p.pdf>

■**当院（推奨医療機関）の発行する証明書は、ハワイ州保健局が指定する陰性証明書(特殊な用紙に記載されます)。各指定医療機関の Institution ID (JP+数字 5桁) が記載されるため検疫等関係機関でのスムーズな手続きが可能です**

■検査費用はPCR検査（あるいは抗原検査）+ハワイ州指定の陰性証明の用紙代金を含め自費となります。

価格はお問合せください

※当院ではクリニック来院後、医療機関の管理のもとで検体（唾液または鼻咽頭）採取をして頂きます。採取マニュアルに準じており、自宅採取は不可となります。

予約方法

現在、お電話での予約のみとさせていただきます。

（今後、検査希望者数が多くなれば、ネット予約やメール予約も導入予定です）

TEL：06-6955-6700（担当：三堂（みどう））（直通①）

TEL：06-6167-6065（直通②）

TEL：06-6958-5150（代表）

医療法人永紡会